

企業繁栄のアドバイザー

# 未来税務会計ニュース

## 確定申告についてのお願い

令和7年3月15日(土)(17日(月))までに確定申告をしなければなりません、今年は経験者が退職いたしましたので、人出不足の中残った職員でやりくりしております。



早め早めに資料等をご準備していただきまして申告をさせていただきますので、何卒ご理解とご協力の程重ねてお願い申し上げます。

令和7年2月吉日  
会長 西田 尚史

## 軍事費増強より食料自給率向上のための予算を

図表の通り、防衛省の予算は増加していますが、農林水産省の予算は減少するばかりです。これでは本当に戦争になったら、国民は食料がなく餓死することになるでしょう。中国は、国民の1年間の食料在庫を確保していると聞いています。

国会議員には、もっと真剣に取り組んでもらいたいですね。

そこで同封いたしましたチラシをご覧ください、たくさんのご参加をお願いします。

私も確定申告終了後ですので必ず行くつもりです。

[参考]時事ドットコムニュース

※日本の食料自給率は38%、カナダは266%、オーストラリア200%、アメリカ132%、フランス125%、ドイツ86%、イギリス65%、イタリア60%、スイス51%  
カロリーベースでも最低となっています。



主な省庁の2025年度予算の概算要求額	
厚生労働省	34兆2763億円
総務省	18兆8327億円
防衛省	8兆5045億円
国土交通省	7兆1971億円
文部科学省	5兆9530億円
こども家庭庁	4兆2189億円
農林水産省	2兆4339億円
経済産業省	1兆1372億円
外務省	8138億円
法務省	7830億円
デジタル庁	5960億円
環境省	4258億円
国債費(財務省)	28兆9116億円
一般会計合計	117兆6059億円

※財務省による。集計基準の違いで各省庁の発表額と一部異なる

## 講演会のお知らせ

**演題** 「環境の変化が与える食料需給への影響」

**講師** 大久保 研治 先生  
東京農業大学国際食料情報学部  
国際食農科学科教授

**主催** 東京農業大学校友会熊本県支部

### プロフィール

菊陽町生まれ。大津高校卒業後、東京農業大学・大学院へ進学。  
農業経済学、環境経済学、地域資源管理、生産者・消費者行動等の分野を中心に地域や行政さらにはNPOといった関係する社会及び組織に対して還元することを念頭に置いた研究活動に取り組む。阿蘇地域の放牧主体の肉用牛生産や草原の維持・利用に関する報告も多数。



**日時** 令和7年3月15日(土) 15:00~

**場所** 水前寺共済会館グレースシア  
住所：熊本市中央区水前寺1-33-18

**参加費** 無料

**懇親会** 17:00~(会費7,000円)

**連絡** 未来税務会計事務所：中満  
096-368-2030



## 確定申告が始まります

令和6年分の確定申告がいよいよ始まります。  
申告期限は、原則どおり令和7年2月17日(月)から3月17日(月)です。



確定申告作成に必要な書類について早め早めのご準備をよろしくお願いいたします。送付方法は、郵送、メール、LINE等で構いません。担当者までご相談下さい。

## 2月の税務

○2月3日(月)から3月17日(月)まで

・令和6年分贈与税の申告

贈与税は1人の人が1月1日から12月31日までの1年間の間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1年間に贈与を受けた**財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。**  
(この場合、贈与税の申告は不要です。)

「相続時精算課税」を選択した場合は、贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

「**相続時精算課税選択届出書**」を受贈者が提出します。なお、この特別控除額は贈与税の**期限内申告**を提出する場合のみ控除することができます。また、前年以前にこの特別控除の適用を受けた金額がある場合には、2,500万円からその金額を控除した残額がその年の特別控除限度額となります。

? 「相続時精算課税制度」とは?

原則として、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子や孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度の贈与者である父母または祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価格にこの制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税を計算します。

○2月10日(月)

・1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○2月17日(月)から3月17日(月)まで

・令和6年分所得税の確定申告



○2月28日(金)

・12月決算法人及び決算期の定めのない

人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税等)

・6月決算法人の中間申告(法人税・消費税等)

・消費税の年税額400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

『確定申告に必要な書類』をお知らせします

確定申告時期に入りました。昨年の12月に当事務所より郵送又はメールにて『確定申告のご案内』を送付しておりますが、改めて『確定申告に必要な書類』をお知らせ致します。

なお、2月28日を過ぎましてのご依頼につきましては、特別料金を頂きますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。余裕を持った適正な申告を行うため、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

詳しくは送付致しました『確定申告のご案内』をご覧ください。担当者までお問い合わせください。

1. 所得金額の計算に必要なもの

- ①売上帳簿、収入明細(請求書、領収証、仕切書等)
  - ②仕入帳、経費帳等、支払明細(請求書、領収証、JA購買等)
  - ③現金出納帳、預金通帳のコピー、手形帳等
  - ④棚卸表(在庫表)
  - ⑤給与台帳(給与支払明細)
  - ⑥牛の売却証明書
  - ⑦固定資産税・不動産取得税の明細書、納付領収証
  - ⑧源泉徴収票
- ※他に給与・年金(農業者年金も含まれます)・報酬を受け取られている方等



2. 所得控除に必要なもの

- ①扶養親族の氏名・生年月日・所得の有無・同居の有無
- ②配偶者の氏名・生年月日・所得の有無
- ③生命保険・地震保険料の控除証明書
- ④小規模企業共済掛金の証明書(領収証)
- ⑤健康保険料の支払金額、国民年金等の控除証明書



3. 申告に必要なもの

- ①所得税確定申告書・決算書・消費税申告書等
- ※昨年電子申告されていない方のみ届きます
- ②納付書(振替納税をされていない方のみ届きます)
- ③前年度の確定申告書・決算書の控え

4. 住宅ローン控除を利用される方

- ①土地・家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本
- ②土地建物の売買契約書・工事請負契約書、増改築の場合は増改築工事証明書のコピー
- ③住民票の原本(令和6年1月1日以降のもの)
- ④金融機関から交付を受けた「住宅取得に係る借入金の年末残高証明書」の原本
- ⑤源泉徴収票の原本

5. 医療費控除・寄付金控除及び雑損控除を利用される方

- ①医療費控除の明細書・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」

- ②セルフメディケーション税制の適用を受けられる方は領収証又は明細書
  - ③保険会社・市町村役場等からの医療費補填金、保険金等の明細
  - ④寄付金の証明書(寄付した団体等から交付されたもの)
  - ⑤源泉徴収票
  - ⑥り災証明書及び災害復旧費用の領収証等
6. 令和6年中に土地、建物等を譲渡、贈与等された方
- ①土地・建物等の譲渡契約書(コピー)・収用等証明書
  - ②譲渡代金の入金明細(通帳、証書等)
- ・取得費等の明細、譲渡費用の明細・源泉徴収票
  - ・相続税の申告書控え(延納・物納申請書も)



確定申告納期限について



確定申告の時期となりました。期間内(令和7年の場合は3月17日まで)に確定申告できなければ「期限後申告」となります。

申告が遅れた日数分、延滞税(年利最高14.6%)をあわせて支払う必要があり、場合によ

ては無申告加算税(最高20%)を納める必要が生じます。

延滞や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。また、青色申告の方は確定申告の期限に遅れると、青色申告55万円控除(電子申告の場合65万円)が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日振替納税の場合
所得税及び復興特別所得税	令和7年2月17日(月) ~ 令和7年3月17日(月)	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和7年1月6日(月) ~ 令和7年3月31日(月)	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)
贈与税	令和7年2月3日(月) ~ 令和7年3月17日(月)	令和7年3月17日(月)	—

《参照HP》 [令和6年分 確定申告特集](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



電子ニュース希望の方は [d-matsumoto@miraizeimu.com](mailto:d-matsumoto@miraizeimu.com) まで

観光農園 吉次園

吉次園では年間を通じてフルーツ狩りが楽しめます。5月まではいちご狩りの季節です。直売店では毎朝収穫したフルーツを販売し、自社フルーツや地元素材を使用したパフェやソフトクリームを提供するカフェも併設しています。2023年には、フルーツが主役のプリン専門店「熊本プリン」もオープンしました。毎日工房で手作りするなめらかプリンと、季節のフルーツを使用したフルーツプリンがおすすめです。植木方面へお越しの際にはぜひお立ち寄りください。



【お問合せ先】

株式会社 吉次園

〒861-0151 熊本市北区植木町木留 556-1

TEL: 096-273-2544 FAX: 096-276-6747

ホームページ: <http://kichijien.jp>

果物の通販、全国発送も承ります。

詳しくはお問い合わせ頂くかHPをご覧ください。

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所  
 〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106  
 Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>